

緊急院内セミナーのご案内

<国連・子ども（児童）の権利条約と日本>



今年は「国連・子どもの権利条約」が国際発効して 20 周年に当たります。

この記念すべき年に日本は何をすべきでしょうか？

第一に、5 月 27 日・28 日にジュネーブで開催される予定の国連・子どもの権利委員会による第 3 回日本政府報告書の審査に向けて、真摯な取り組みが求められています。日本政府は、過去 2 回（1998 年、2004 年）の国連・子どもの権利委員会による勧告をほとんど実施しておらず、国内外の子どもの権利関係者から厳しく批判されています。

第二に、「国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度」の実現に積極的役割を果たすことが期待されます。しかし、日本は「実現に向けたプロセスを妨げることはしないが、積極的にこのプロセスを主導することもしない」という方針を取っており、国際社会における日本の評価を著しく貶めています。

今回のセミナーでは、先月 3 日にジュネーブで行われた国連・子どもの権利委員会による予備審査を受けて 5 月の本審査に向けた提言、および 3 月 11 日に迫った国連・人権理事会での「国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度」新決議案提出に向けて、市民社会からの要望書を提出します。

日時：2010 年 3 月 4 日（木）12 時～13 時

場所：衆議院第 2 議員会館第 3 会議室

主な内容：1. 第 3 回日本報告書審査（5 月 27 日・28 日）に向けて、日本がすべきこと
— 「追加報告書」の提出と本審査に向けて
2. 「国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度」新決議案 at 国連人権理事会（3 月 11 日）
— 日本政府に対する要望

呼びかけ：子どもの権利条約総合研究所（NPO 法人／国連 NGO）

子どもの権利条約 NGO グループ／日本（国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう！キャンペーン）

連絡先：森田明美（東洋大学教授）

TEL 03-3945-7481 E-mail morita@toyonet.toyo.ac.jp

森田明彦（シニア・アドバイザー/セーブザチルドレン・ジャパン）

TEL 090-9856-5782 E-mail morita@savechildren.or.jp